

カラム蘇生材 素材安全性



食品衛生法に基づく材質試験結果

【試験方法】

食品衛生法

食品、添加物等の規格基準 第三 器具及び容器包装 D項 に準拠

1. 材質試験(原子吸光光度法)

- ・カドミウム
- ・鉛

2. 溶出試験 *表面積1cm²につき2mlの割合の浸出用液を使用。

A. 重金属 浸出用液として4%酢酸を使用、60℃30分

b. 蒸発残留物

- ①n-ヘプタン 25℃60分放置
- ②20%エタノール 60℃30分放置
- ③水 //
- ④4%酢酸 //

c. 過マンガン酸カリ消費量

浸出用液として蒸留水を使用、60℃30分

項目		結果	規格基準
材質試験	カドミウム	検出せず	100ppm以下
	鉛	検出せず	100ppm以下
溶出実験	重金属	検出せず	1ppm以下
	n-ヘプタン	検出せず	150ppm以下
	20%エタノール	検出せず	30ppm以下
	水	検出せず	30ppm以下
	4%酢酸	検出せず	30ppm以下
	過マンガン酸カリウム消費量	検出せず	10ppm以下

(石川県予防医学協会の分析による)